

指定介護老人福祉施設優先入所指針

Q & A

平成 15 年 3 月

香川県

香川県老人福祉施設協議会

制度の概要

Q1

この入所指針の目的や概要を具体的に説明してください。

- 介護保険制度の導入後、全国的に特別養護老人ホームの入所申込者が急増しています。これは要介護度が1以上であれば入所申込みが可能となったことや申し込んでも直ちに入所できないとの不安などから、「予約的に申込みをされるケース」が増えたためと考えております。
- こうしたなか、国においても運営基準を改正し、入所待ちをされている方がある場合は、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努めなければならないとされたところです。
- このため、これまでの申込順による入所決定方法にあわせ、入所の必要性が高い方を優先的に入所していただくとともに、入所決定過程の透明性・公平性を確保し、県民の皆様に安心していただける仕組みとして、保険者である市町の意見を踏まえ、香川県と香川県老人福祉施設協議会とが共同で、この優先入所指針を策定したものです。
- 指針の概要は以下のとおりです。
 - ① 改正された運営基準に基づいて、施設が入所の必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるかどうか選考を行うに当たっての具体的な評価基準、方法などについて定めたものです。
 - ② 要介護度や、痴呆の程度など本人の状況のほかに、居宅サービスの利用状況、主たる介護者や家族等の状況、その他の個別の事情等を加えた総合評価の方法を採用しました。
 - ③ 優先入所の決定にあたっては、各施設に合議制の優先入所検討委員会を設置し、入所決定過程の公平性を確保するようにしました。

Q2

国の基準省令が改正されたそうですが、どのように変わったのですか。

- 特別養護老人ホームでは、直ちには入所の必要がない高齢者も将来に備えてとりあえず入所の申込みを行なっているなどの実態があり、その結果、入所の必要性の高い方の入所が、直ちに入所の必要性のない方より後になってしまうといった問題があり、それを解決するために行ったものです。
- 改正の内容は、入所待ちをされている方がある施設については、介護の必要の程度や家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努めなければならないとされました。

Q3

この制度は、いつから実施されますか。

- 指針に基づく新たな入所選考は、平成15年4月1日から運用します。
- ※ 既に申込みをされている方は、別途、施設からの案内により、「優先入所申込み」の手続きを行っていただくこととなります。

Q4

なぜこのような優先入所が必要なのですか。

- 将来に備えて予約的に申込みをされる希望者が多いことなどにより、全国的な状況と同様に香川県内におきましても特別養護老人ホームの入所申込みが増加し、多数の申込者が長期の入所待ちをされている状況となっています。

このため、これまでの申込み順による方法だけでは、在宅での生活が困難になり、早急に入所が必要となった場合であっても、申込み順位が下位のため速やかに入所ができないなどのケースも見受けられます。

こうしたなか、平成14年8月には、国が省令により定めている運営基準が改正され、施設に入所待ちをしている方がある場合は、介護の必要の程度や家族等の状況を勘案し、入所の必要性が高い方から優先的に入所させるよう努めなければならないこととされました。

Q5

優先的な入所は、介護保険制度に反し、措置への逆戻りになりませんか。

- 介護保険制度が施行される以前の措置制度のもとでは、措置権者である市町村が施設入所の要否を決定していましたが、平成12年4月に介護保険制度が導入され、施設と入所者による契約に基づき施設サービスが提供されることとなりました。本指針は、入所申込者の選択を不合理に制約するものではなく、国の省令である運営基準により定められた入所の必要性を評価するための方法として運用されるものであり、介護保険制度に反するものではありません。
- 施設への入所については、あくまで施設の優先入所検討委員会が入所の必要度を評価した上で、入所者との契約に基づき行われるものであるため、措置制度のような入所判定が行われるということではありません。なお、この優先入所検討委員会は施設の職員と施設の判断で加えることができる施設職員以外の第三者で構成されるものであり、行政により入所を決定する措置制度とは異なります。
- なお、施設職員以外の者としては、①当該社会福祉法人の評議員のうち地域の代表として加わっている者、②社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員などが考えられます。

Q6

この指針についての問い合わせはどこにすればよいですか。

- 入所を希望する施設、香川県長寿社会対策課、保険者（各市町村）の介護保険担当課にお問合わせください。

Q7

県内の施設は、この優先入所指針を遵守する必要がありますか。また、施設がこの指針と異なる取り扱いをした場合どうなりますか。

- この指針は、香川県内の施設において可能な限り統一的な取扱いがなされるよう、保険者である市町の意見を踏まえ、香川県と香川県老人福祉施設協議会が共同で策定したものです。こうしたことから、優先入所の選考にあたっては、指針に沿った形で実施していただきたいと考えています。
- この指針によらず地域特性を踏まえた独自の基準により選考を行う場合においても、国の省令である運営基準に基づき、入所の必要性が高いと認められる方を優先的に入所させるよう努める必要があります。なお、この場合にも、透明性・公平性を確保する観点から、入所者や申込者等に対して入所基準の周知を図ることが必要となります。
- 運営基準に沿わない入所選考が行われている場合は、施設に対して、改善等の措置を求めることとなります。

申込手続

Q8

誰が優先入所の申込みをするのですか。また、どのように申し込むのですか。

- 申込者は、基本的には、サービスを受ける本人となります。ただし、本人による申込みが困難な場合には、本人の意思を確認された家族の方などが、本人に代わって申込みを行うことは差し支えないと考えています。
- 通常の施設への申込みを行う際に、各施設の申込書に優先入所の希望の有無を明示することにより行います。
- 入所申込書などの書類については、申込みを希望される施設にお問合わせください。

Q9

特別養護老人ホームへの入所を申し込む際に「優先入所意見書」が必要であると聞きましたが、これは誰に書いてもらうのですか。

- 施設に入所される本人、家族又は介護支援専門員等となっています。
- 民生委員やご本人の状況をよくご存知の方に作成していただくことも可能です。

Q10

「優先入所意見書」を付して特養に申し込む理由は何ですか。

- 優先入所利用の希望の有無を確認することと、優先入所の必要性を評価するために、入所希望者の状況を把握する必要があるためです。行政と異なり、施設には調査する権限がないため、本人、家族又は介護支援専門員等に記載をお願いしています。

Q11

要介護認定の申請中の場合は、優先入所の申込みをすることはできますか。

- 要介護認定の申請中の方は、自立、要支援とされた場合は特別養護老人ホームの入所対象とはならないため、原則としてその結果を待って申込みをしていただくこととなります。但し、要介護度の認定が確実と思われる者については、要介護度の評価項目を保留した上で、申込みを受理することができるものとします。
- また、既に要介護認定を受けているが区分変更又は更新の申請中の方は、申し込むことはできませんが、申請の結果、要介護度などが変更された場合は、入所の必要性の判断に影響を及ぼすこととなりますので、速やかに施設にお知らせください。

Q12

複数の施設へ同時に優先入所の申込みをすることができますか。

- 複数の施設へ同時に申し込むことは可能です。
- 但し、今後は指針に基づいて施設ごとに入所の必要性を評価し、入所選考がなされるため、必要性の評価の高い方から入所していただくこととなります。

Q13

今は入所の必要がないとしても、今後は不安である。必ず入所できるのですか。

- この指針に基づく優先入所選考では、入所の必要性の高い方から優先的に入所していただくこととなります。
- 必要性の低い段階でお申込みをいただいても優先順位は低く、必要性が高くなるまでお待ちいただく結果となります。

Q14

香川県外に所在する施設へ申し込む場合の優先入所の手続きはどうなりますか。

- 香川県外に所在する施設へ申し込まれる場合は、香川県内とは異なった基準が定められているなど、その取扱が異なることもありますので、あらかじめ申込み先の施設

に相談してください。

Q15

優先入所を申し込んだのちに、要介護度やサービス利用率等の「優先入所意見書」の内容が著しく変わった場合はどうすればよいのでしょうか。

- 「優先入所意見書」を再提出してください。その他、入所選考に影響を及ぼす個別の事情が変わった場合、直接、施設に相談してください。

Q16

入所申込みの内容には、個人情報に関わることが多く含まれますが、プライバシーの確保や関係者の守秘義務等についてはどのようなになっていますか。

- 介護保険制度においては、介護支援専門員や施設の職員といった関係職員に関しては介護保険施設・事業者に対して定められた運営基準により入所者等の個人情報を守秘する義務が課せられています。
- なお、この指針においても検討委員会の委員について、個人情報の保護に努めるよう定められています。

Q17

真にやむを得ない場合には、「緊急入所」(指針5)の取扱が適用され、すぐ入所できるとのことですが、どのようなケースで適用されるのですか。

- 家族等から虐待や無視を受けている方等について、市町村による入所措置の委託を受ける場合。
- 災害や事件・事故等やむを得ない理由、その他の本人の置かれた状況等により緊急に入所する必要がある場合。

本人の置かれた状況として考えられる場合は、介護を行っていた家族等が急遽入院した等により在宅における生活を継続することが困難になった場合が考えられます。

- こうした場合は、施設の入所定員又は併設する短期入所用のベッドに空きがある場合などの一定の条件を満たした上で、優先入所検討委員会の判断を待たずにその方の入所の緊急性を勘案して、施設長が決定し、緊急入所を行うこととなります。
- なお、短期入所空室利用にあたっては、特別養護老人ホーム入所者が入所定員の5%を超える場合、定員超過による介護報酬の減算対象となる場合があることに留意が必要です。

Q18

特別な事由による入所の場合にも、「優先入所意見書」が必要ですか。

- 不要です。

但し、優先入所受付簿にその旨記載することが必要です。

Q19

現在、既に施設に入所申込みを行っている場合はどうなりますか。

- 施設は、既に入所申込みをしている者に対し、優先入所の希望の有無を確認することとしています。優先入所の希望があれば、直近3ヶ月の「サービス利用票」と「優先入所意見書」を添えて優先入所の申込みを行うこととなります。

Q20

数年前から施設へ入所申込みを行っているので優先されるべきであると思いますが、どのように考慮されるのですか。

- 評価基準の項目の一つとして、優先入所検討委員会の開催月までの期間を評価します。

入所選考

Q21

申込者やその家族に対して優先入所指針の内容や自身の評価結果は説明・開示されますか。

- 入所指針は、全ての方にお示しすることとなります。その内容にわからないことがある場合は、必要に応じて施設からよく説明を受けてください。
- 優先入所の選考の対象となったか否かについてはお答えしますが、申込者自身の評価結果(点数及び順位)についてはお答えしません。

Q22

入所時期は教えてもらえますか。

- 入所時期の見込みについては、「いつ頃」、「何名」が退所するかによって変化するため、これを予測することは困難です。また、後から、入所の必要性の高い方が申し込んできた場合等で順位が変わることもあります。
- このため、個々の入所時期については明確にお答えできません。

Q23

要介護度が低いと入所することはできなくなりますか。要介護度の高い者が優位であり、要介護度が低い者は常に下位となり、入所はできないのではないですか。制度上は要介護1から入所できるのではないですか。

- この制度は、単に要介護度の高低だけでなく、介護者の有無や居宅サービスの利用度、さらに申込者の個別の事情を総合的に勘案し、より施設サービスを受ける必要性が高い方に優先的に入所していただく制度であり、単に要介護度が低いから入所できないというものではありません。

Q24

特定施設やグループホームの入所者は、優先入所の対象となりますか。居宅サービスの利用として評価してくれるのですか。

- 居宅サービスの利用度として、直近3ヶ月間の利用の1/2がみなし評価されます。

Q25

現在、居宅サービスを利用していない場合は入所順位が低くなりますか。

※介護サービスが必要な状態であるにもかかわらず、専ら家族で介護を行っていたり、経済的な負担を理由に居宅サービスを全く利用していないため、客観的評価が不当に低くなる場合

- 居宅サービスの利用がないことから点数評価として低くなりますが、施設は個別の事情がある場合には、その事由についてお聞きした上で、「特記事項」（評価基準5）として評価し、総合的に勘案して入所選考しますので必ずしも入所順位が低くなるということはありません。

Q26

評価に対する第三者的な判断を行う機関はありますか。

- この指針は、施設ごとに入所の必要度の評価が異ならないように策定されたものです。専ら判断の不服申立等を受け付ける機関は設置されていませんが、その他の相談や苦情と同様に、まずは施設に説明を求めていただくとともに、説明が行われず、不十分である、明らかに誤って判断されて全く解決が図られないなど、その内容によっては、保険者（市町村）の介護保険担当課や香川県長寿社会対策課にご相談ください。

Q27

老々介護や介護疲れ等、指針による点数評価に反映しにくい入所者の個別の事情がある場合はどうすればよいのでしょうか。

- 老々介護をはじめ介護者の状況については、家族構成や就労の状況等については、「主たる介護者・家族等の状況の評価（評価基準3）」として、客観的な評価点として反映されます。

そのほかの、極めて個別的な事情については、「優先入所意見書」の意見欄に記載さ

れた介護者の状況、在宅生活に支障のある状況等を勘案し、優先入所検討委員会で入所の必要性を総合的に判断することとなります。

Q28

施設の恣意的な判断により入所選考が行われるなど、国が省令により定めた施設の運営基準に違反する事例について、苦情や相談はどこに申し出るのですか。

- 国が省令により定めた施設の運営基準に違反する事例につきましては、施設に対する指導を要する内容となりますので、保険者（市町村）の介護保険担当課や香川県長寿社会対策課にご相談ください。

優先入所検討委員会

Q29

優先入所検討委員会は必ず設置しなければなりませんか。

- 施設サービスを受ける必要性が高い方を優先的に入所させる今回の制度では、透明性や公平性が特に必要になってきます。そのため、施設においては、入所選考が公平に行なわれることを担保する合議制の委員会を設けていただく必要があります。（義務必置）

Q30

施設以外の第三者とはどのような人をさすのですか。また、必ず加えないといけないのでしょうか。

- 施設以外の第三者とは、地域の代表として選任されている当該法人の評議員や社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等のことです。
- 指針においては、検討会委員に第三者を加えることが望ましいとしています。

Q31

委員報酬や事務経費の補助はありますか。

- 優先入所検討委員会は施設において設置していただくものであり、事務経費や報酬に関する補助はありません。

Q32

施設長が不在の場合、検討委員会を招集することができないのですか。

- 施設長が事故等で不在の場合に備えて、予め施設長に代理して召集する者を定めて

おくことが求められます。

Q33

優先入所検討委員会は、必ず月1回開催し、申込全員分について、精査しなければならないですか。

- 優先入所検討委員会は、原則として月1回開催してください。ただし、退所がなく、かつ、新規申込者や著しく介護状況が変動したといった報告がない場合などは開催する必要はありません。
- また、毎回、全員分を審査する必要はなく、入所の必要性が高い上位に位置づけられる対象者に限定して審査するのが現実的な手法であると考えます。
- ただし、下位のグループも状況変化には常に留意を払い、点検をすることが必要と思われる。

Q34

再度の辞退をした場合、優先入所受付簿から削除してもいいですか。

- 優先入所申込み期間中に、再度辞退した場合、優先入所受付簿から削除することができる旨定めていますが、辞退の理由が入院加療中で退院ができないなど、本人に責めがない場合まで受付簿から削除する趣旨ではありません。

Q35

指針4 検討委員会の項目で、「優先入所受付簿を調整」とは、どういう意味ですか。

- 入所申込者評価基準で80点を超える者については、得点の高い者から優先することの趣旨であり、検討委員会で決定された後にも得点順に並べ替えるという意味で「調整」という用語を使っています。毎月の検討委員会後に「受付簿の調整」が必要となります。

適正運用

Q36

「優先入所意見書」の意見欄は入所判定にどのように利用されるのですか。

- 「優先入所意見書」は、申込者が施設サービスを受ける必要性の高さを評価する際の申込者の状況を知るための資料となるものです。施設においては、基本的評価基準（要介護度、介護者の有無、痴呆の有無等）を確認するとともに、本人又は家族の状況など個別の必要性を評価する際の資料として利用されるものです。

Q37

特記事項では、どのようなものが評価されるのですか。

- 特記事項は、評価基準の1から4までの項目で評価されていない特別な事情がある場合で、加点せざるを得ないケースが想定されます。(例：低所得者で、財政的に居宅サービスが利用できない場合など)
- この場合、加点した理由を説明できることが求められます。

Q38

入所申込者が長期間の待機状態にならないよう、施設において一定の入所申込枠を設け、それを越えた申込みの受付を停止（拒否）することができますか。

- 一定の申込枠を設けその後の申込みを停止又は保留することは、「正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒む」ことを禁じた運営基準に反するおそれがありますので、そのような措置をとることはできません。
また、申込枠を設けることは、優先順位を固定することとなり施設サービスを受ける必要性が高い後続の申込者が順位のうえで低位に置かれることが想定されるため、結果として、早く申込んだ方が優先されることとなり、優先度の評価が不十分となります

Q39

同じ点数の申込者が多数いる場合の順位の評価ほどのように行うのですか。

- 評価基準で申込者を評価した場合、同点者が複数出ることが想定されます。この場合でも、個別的に検討委員会で判断する必要があります。

Q40

特養に併設された施設(ケアハウスなど)や同一法人が運営する施設の入所者を優遇することはできますか。

- 申込者の施設サービスを受ける必要性にかかわらず、単に関連する施設に入所していることだけで優先的な取扱いを行うことは、本指針の趣旨に反した取扱いとなります。

Q41

居宅サービスの利用率が高いだけで施設入所の必要度が高いとは限らないのではありませんか。

- 国の省令改正と併せて、技術的助言として発出された「指定介護老人福祉施設の入所に関する指針について」別紙の「指針の作成・公表に関する留意事項」の中で、入所の必要性の高さを判断する基準のうち、その他の勘案事項で居宅サービスの利用に

関する状況も考えられるとあるところから、居宅サービスの利用率が必ずしも必要度を表すものとは考えないが、要介護度や介護者の状況と待機期間、特記事項による評価も勘案して総合的に必要性を評価する仕組みとしています。

Q42

医療による訪問看護は入所選考に反映されないのですか。

- 医療による訪問看護は、居宅サービスの利用率としては算入されないが、「優先入所意見書」の意見欄に記載されることにより、入所者の個別事情として特記事項において勘案され、優先入所検討委員会で総合的に判断されることとなります。

Q43

夫が要介護者、妻は要支援者の場合、主たる介護者は妻になるのか、同居の家族になるのかで得点が変わってくるが、どう判断するのですか。

主たる介護者をどのようにとらえるのですか。

- 優先入所申込者に対し、実際に多くの時間介護を行っている者を主たる介護者とします。妻は見守りで嫁が介護を行っている場合は嫁とします。ただし、見守りも必要な介護であることから、特記事項において評価されます。

Q44

介護保険施設や病院等に入所（入院）している者は、居宅サービスが利用できないので、評価が低くなるのではないか。

- 既に介護保険施設や病院等に入所（入院）している者は、原則として優先入所の対象とすることは制度の趣旨に沿うものではありませんが、何らかの事情により現在の施設等での生活を継続することが困難で、施設等から退所（退院）せざるを得ない場合は、対象とします。
- この場合、自宅に復帰した場合を想定した介護力を評価するとともに、居宅サービスの利用を10点を限度としてみなし評価します。

各施設に入所(入院)中の利用者等の居宅サービス利用度の取扱い方針

	入所(居)施設	利用度 (0~50%) 0~10点	利用の 1/2を評価
介護保険施設	特別養護老人ホーム	○	
	介護老人保健施設	○	
	介護療養型医療施設	○	
措置施設	養護老人ホーム	○	

医療施設	社会的入院	○	
居宅サービス	短期入所生活介護		○
	短期入所療養介護		○
	痴呆対応共同生活介護		○
特定施設入所者生活介護	軽費老人ホーム		○
	有料老人ホーム		○

1. 特養、老健、療養型、養護、社会的入院に区分される方は、何らかの事情により施設等から退所(退院)せざるを得ない場合、0点～10点の間で評価する。
2. 短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者は、居宅サービスの利用に区分される方であるが、他の施設類似サービスとの均衡を考慮してその利用の1/2を評価する。

Q45

軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)入所中の要介護者は、居宅サービスの利用者として評価されるが、養護老人ホームの要介護者の場合は、居宅サービス利用者とならないため、優先入所の対象とはならないのですか。

- 養護老人ホームに入所中の方でも、何らかの事情により施設から退所を求められ、施設での生活を継続することが困難な場合は、居宅サービスの利用度について、0%以上50%未満(0点～10点)とみなして評価することとしています。

Q46

居宅サービスとして施設類似のサービス(短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応共同生活介護、特定施設入所者介護)を受けている人のほうが、居宅サービス利用度が高い評価となりませんか。

- これらの施設の利用者は、居宅サービスの利用に区分される方であるが、施設における介護サービスを24時間受けている他の施設類似サービスとの均衡を考慮して、その利用の1/2を評価することとしています。

情報公開

Q47

施設の管理する個人情報について、開示の請求があった場合は誰が判断するのですか。

- 施設の施設長等、説明や個人情報の取扱責任者が判断してください。

Q48

優先入所検討委員会における協議内容の記録は開示してもよろしいですか。

- 開示の請求内容や記録内容によって異なりますが、記録については、個人の診断、判定、評価等に関する個人情報が大半を占め、また、複数の入所申込者間の相対的な評価が含まれておりますので、開示することにより優先入所検討委員会の公正かつ適切な運営に著しい支障を及ぼすおそれがあると考えられますので、開示できない場合もあります。なお、開示する場合であっても、守秘義務にふれない情報に限定するなど、個々の情報について慎重な判断が必要です。

Q49

本人、家族及び第三者から入所選考に係る情報の開示を求められた場合、どのように対応すればよいですか。

- 本指針の運営に当たっては、透明性、公平性を確保することが求められています。開示すべきものとしては、指針のほか、検討委員会の開催状況、運営方法、委員会の構成メンバー、決定に至る経緯等が考えられます。
但し、個人的な情報については、正当な理由なく開示すべきではないと考えられます。たとえ本人等からの求めであっても、その情報の取扱いについて慎重な判断が求められます。また、第三者への情報開示は、個人情報に配慮し、本人家族の承諾を得て対応することが望ましい。

その他

Q50

各施設の待機状況についてWAM NET上での公開を義務付けできないのですか。

- 義務付けはできませんが、施設に対し情報の掲載を指導していきたいと考えています。

Q51

優先入所指針の運用に当たっては、透明性や公平性が必要とされているが、どのように配慮されているのですか。

- 施設においては、優先入所指針に基づく基準の内容、検討委員会の開催状況等を開示したり、入所申込者に対し、保護すべき個人情報を除き、可能な限り説明に努めることで透明性や公平性を確保します。